

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、安城市（以下「発注者」という）が行う令和4年度和泉公園グラウンド及び防球ネット改修実施設計業務委託（以下「業務」という）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、安城市和泉町地内の和泉公園において、グラウンド及び防球ネット等の改修に必要な測量業務及び実施設計図書の作成を行うことを目的とする。また、グラウンド排水改良については、工法検討を行い、最適案を協議し、詳細設計を行うものとする。設計に際しては、現況の公園の利用状況及び施工に際しての制約条件等を十分に考慮して検討を行うものとする。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。
また、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(公益確保の責務)

第4条 受注者は、業務を行うに当たって公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの内容に努めなければならない。

(提出書類)

第5条 受注者は、業務の着手及び完了にあたって、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書
- (3) 完了届
- (4) 納品書
- (5) 業務カルテ
- (6) その他発注者が必要とする書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

(管理技術者及び照査技術者)

第6条 受注者は、秩序正しい業務を行わせるとともに技術士（建設部門〔都市及び地方計画〕）又はRCCM（造園部門もしくは都市計画及び地方計画）の資格保有者であり、該当する部門の業務に5年以上の実務経験を有する管理技術者及び照査技術者を配置しなければならない。なお、本業務に配置する管理技術者と照査技術者は職務を兼ねることができない。

2 管理技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行うものとする。

3 照査技術者は設計全般にわたり、設計方針の妥当性並びに各種計算書及び設計図の適切性及び整合性について照査を実施するものとする。

(成果物の審査)

第7条 受注者は、業務完了時に発注者の成果物審査を受けなければならない。

2 成果物の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。

3 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合は、直ちに訂正し

なければならない。

(部分提出)

第8条 発注者は業務途中において、発注者と受注者の協議確認したうえで部分出来形成果の提出を求めることができ、かつ使用することができるものとする。

(引渡し)

第9条 受注者は、成果物の審査に合格後、本仕様書に指定された納入成果物を納品し、発注者の検査合格をもって業務の引渡しとする。

(疑義)

第10条 受注者が、本業務を行うにあたり、疑義が生じた場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(資料の収集及び調査)

第11条 業務上必要な資料等については、関係官公署、企業、支障物件（電柱、架空線、占用物件の確認）等において収集及び調査しなければならない。

2 受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

3 本業務に必要な証明及び申請は、受注者が行うものとする。

(打合せ)

第12条 業務の実施にあたって、受注者は発注者と緻密な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認しなければならない。

2 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。

3 第1回の打合せ及び成果物納入時には、管理技術者が立会うものとする。

(業務計画)

第13条 業務の目的及び主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書の作成を行い、発注者に提出するものとする。

(業務内容：グラウンド排水改良実施設計)

第14条 和泉公園グラウンドの排水不良を改良するために、安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性、経済性などの面を考慮し改良方法の検討をした上で実施設計を行い、工事内容が十分把握できる設計図書を作成する。

(1) 与条件の確認及び調査

設計基準や法規制、造成・排水のほか、給水、電気などの供給処理に係る条件や土質・土壌条件等、実施設計に向けて必要となる与条件の調査確認を行う。

(2) 実施設計の検討

対象公園の現況の確認及び照査により、安全性・機能性・施工性・経済性の観点からグラウンドの排水改良について詳細検討を行い、施工位置、形状寸法、材質、構造、施工方法等を設定する。

(3) 公園実施設計図の作成

実施設計の検討結果に基づき、工事発注に必要な各種設計図を作成する。

設計図は以下の内容を作成する。

各種平面図（計画平面、割付、造成、撤去、施設、設備等）、各種構造図（園路、広場、排水、給水、電気等）、各種横断図（土工、標準断面図等）

（４）数量計算

実施設計図に基づき、新土木積算基準に示される工種ごとに、面積・延長数量、材料数量等を算出する。

（５）工事費算出

上記数量計算に基づき、公表歩掛をもとに工事費を算出する。なお、公表歩掛等で算出ができない特殊な施設、製品等については、原則県内の３者以上の見積を徴収することとする。

（６）仕様書作成及び工期の算出

設計の意図や施工手順を明確にするため、各工種において使用を作成するとともに、ネットワーク工程表等により工事施工における工期を算出する。

（７）設計説明書等の作成

設計基準を始め、諸施設の材料・規模等の選定根拠、構造計算や排水計算、電圧降下計算、照明灯の照度計算などの各種計算書等の実施設計の内容について設計説明書としてとりまとめる。

（８）照査

基礎情報、敷地情報の把握と設計計画の適正及び設計成果品のほか、設計方針や重要事項について、適正確認や妥当性の照査を行う。

（９）報告書の作成

設計過程及び本業務の設計内容について、報告書にまとめる。

（１０）その他注意事項

設計基準等：設計にあたっては、準拠すべき図書に基づき設計業務を行う。

設計の資料：設計の計算根拠、資料等は明確にし、整理して提出する。

参考文献の明記：業務に文献、その他資料を引用した場合は、文献及び資料名を明記する。

成果品の分割：数量計算は国庫補助対象と対象外で分割しとりまとめる。

（業務内容：防球ネット実施設計及び防球ネット撤去設計）

第 15 条 一部区間の既設の防球ネットを撤去新設するにあたり、工事内容が十分把握できる設計図書を作成する。

（１）与条件の確認及び調査

14 条（１）と同じため省略

（２）実施設計の検討

対象公園の現況の確認及び照査により、安全性・機能性・施工性・経済性の観点から防球ネットについて詳細検討を行い、施工位置、形状寸法、材質、構造、施工方法等を設定する。なお、工事に伴う仮設計画も合わせて検討すること。

（３）公園実施設計図の作成、数量計算、工事費算出、仕様書の作成及び工期の算出、設計説明書等の作成、照査、報告書の作成、その他注意事項

14 条（３）～（１０）と同じため省略

(業務内容：測量業務)

第16条 現地状況の把握、各関係者への説明及び申請書類、実施設計に必要な測量を行う。なお、測量については一般の利用があるため、本市スポーツ課施設管理係と事前に調整を行うこと。

(1) 現地測量(全行程) A=0.011km²

a 地域：耕地

b 地形：平地

(2) 縦断測量(全行程) L=0.15km

a 地域：耕地

b 地形：平地

C 交通量：1000台未満

(3) 横断測量(全行程) L=0.15km

a 地域：耕地

b 地形：平地

C 交通量：1000台未満

D 曲線数：0

E 測点間隔：25m

F 測量幅：115m~125m

(工事発注)

第17条 本業務の工事は令和4年度中に実施し、完了するものとする。発注予定は令和4年8月を予定している。

(成果物)

第18条 納入成果物は、下記のとおりとする。

(1) 報告書 1式(A4版)

(2) 概要版報告書 1部(A3カラー)

(3) 設計図(製本) 1部(縮小版A3)

(4) 数量計算書 1部(報告書内)

(5) 工事費算出書 1部(報告書内)

(6) 仕様書及び工期算定 1部(報告書内)

(7) 設計説明書 1部(報告書内)

(8) 設計協議記録簿 1部(報告書内)

(9) 照査報告書 1部(報告書内)

(10) その他発注者が必要とする資料 1式

(11) 上記電子データ(CD-R) 1式

「CAD製図基準[平成29年3月]」を参考とし監督員と協議のうえ作成しなければならない。

(12) 見積書(原則県内業者3者以上) 原本1式

(納入方法)

第19条 成果品の提出図書は、A4ファイルに収納して提出する。なお、納品先は、安城市都市整備部公園緑地課とする。

(環境への配慮)

第20条 別表の環境配慮項目表に基づき、環境への配慮項目を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

(参考図書)

第21条 本業務は下記に掲げる最新の図書を参考にして行うものとする。

- (1) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (国土交通省)
- (2) 都市公園技術標準解説書 (日本公園緑地協会)
- (3) その他業務に必要とされる図書

(その他)

第22条 発注者及び受注者は、消費税法 (昭和63年法律第108号) の改正等によって消費税相当額に変動が生じた場合は、契約金額に相当額を加減した変更契約を締結するものとする。

別 表

環境配慮項目表	
1 工事におけるリサイクルの推進 (1) 建設廃棄物の発生抑制・有効利用 ・リサイクル施設への搬入 ・再生建設資材の使用 ・伐採木・剪定枝のリサイクル ・間伐材の活用 (2) 建設発生土の搬出抑制・有効利用 ・現場内利用・工事間利用 ・リサイクル施設への搬入 ・改良土の利用	4 施設の耐久性の向上 (長寿命化) 5 環境と調和した施設への転換 (1) 生態系の保全等自然環境との調和 ・多自然型川づくり ・地域生態系に配慮した樹種選定 (2) 施設の緑化 ・屋上緑化・壁面緑化 ・敷地の緑化 ・道路の緑化 (3) 親水施設の整備 (4) 自転車利用環境の整備 (5) 雨水の地下浸透策 ・舗装面積縮小、透水性舗装、雨水浸透枳 (6) 人にやさしい施設の整備 ・バリアフリー施設整備 ・有害物質削減 ・低騒音舗装 (7) 景観形成の推進
2 工事における環境改善 (1) 使用材料・機械及び工法の見直し (2) 低公害型作業機械の採用 (3) 熱帯材型枠の使用抑制 ・代替型枠・非熱帯材型枠使用、転用促進 ・二次製品の使用 (4) 長野県下伊那郡根羽村産材その他自治体間交流を行っている地域産材利用の配慮 (5) 愛知県産木材利用の配慮	
3 施設の省資源・省エネルギー化 (1) 省エネルギー機器の採用 (2) 自然エネルギー等の活用 (3) 雨水利用設備の導入	

設計業務における電子納品に関する特記仕様

(電子納品の定義)

第1条 電子納品とは、業務の完成に係る提出物（以下「成果品」という。）を、電子情報により作成し提出するものをいう。ただし、電子情報の作成に係る基準は安城市が別に定める電子納品に関する手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。

(成果品の提出)

第2条 電子納品の対象とする成果品は報告書（各種計算書含む）及び設計図とし、手順書等に基づき電子情報を電子媒体（CD-R）に記録し1部提出する。ただし、紙の書類及び図面による成果品の提出が別途定められている場合は併せて提出するものとする。また、電子納品の対象とする成果品のうち、電子納品として提出する必要のない部分は事前協議により定め、紙の成果品を作成するものとする。

(その他)

第3条 受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。